

香芝市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年4月25日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：福祉部 生活支援課>

- 1 監査実施年月日 令和5年2月24日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年3月27日
- 3 措置状況通知 令和6年4月24日香生援第58号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
<p>生活保護法による医療扶助運営要領第二の2（3）にある嘱託医について、当該要領の規定により、香芝市福祉事務所においても嘱託医1名が委嘱されていた。</p> <p>当嘱託医は特別職非常勤職員には該当させずに、私人への委託として業務が委任されていたが、委嘱の事務手続きにおいて、嘱託医としての詳細な業務内容や報酬額などについての書面による契約等は交わされていない。</p> <p>嘱託医の業務が適正に執行されない場合は、業務が滞ることにもなりうることから、嘱託医の委嘱の事務手続きにおいては、嘱託医の業務の履行を担保するためにも書面により契約を締結する、又は必要に応じて特別職非常勤職員として任用することも検討されたい。</p>	措置済	生活保護法による嘱託医について医療扶助要領により委嘱していましたが、定期監査における改善要望から、令和6年4月1日より嘱託医契約を締結しました。